

。株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十九号）（附則第五十六条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、この法律の施行の際現に存する改正前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する保管振替機関（以下「旧保管振替機関」という。）については、改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関（以下「新保管振替機関」という。）とみなして、新法の規定（第三条第二項、第三条の二第二項及び第三項、第三条の三、第三条の四、第四条第二項及び第三項、第四条の二、第九条の三から第十条まで、第十条の二第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条の二第三項において準用する場合を除く。）、第十条の二第四項、第十条の三（第十二条の三において準用する場合を除く。）、第十一条から第十一条の六まで、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十七条の二、第二十六条の二、第三十五条、第三十九条の十二第二項並びに第四十七条各号を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字	附 則 （経過措置） 第二条 施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、この法律の施行の際現に存する改正前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する保管振替機関（以下「旧保管振替機関」という。）については、改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関（以下「新保管振替機関」という。）とみなして、新法の規定（第三条第二項、第三条の二第二項及び第三項、第三条の三、第三条の四、第四条第二項及び第三項、第四条の二、第九条の三から第十条まで、第十条の二第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条の二第三項において準用する場合を除く。）、第十条の二第四項、第十条の三（第十二条の三において準用する場合を除く。）、第十一条から第十一条の六まで、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十七条の二、第二十六条の二、第三十五条、第三十九条の三第二項並びに第四十七条各号を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

字句と読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

句と読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)